

地域密着型サービス事業所・施設
介護予防・日常生活支援総合事業所 } 御中

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所を支援することを目的として、介護人材確保・職場環境改善等事業の実施を予定しています。

本補助金について、詳細は介護保険最新情報 vol. 1352 をご参照ください。その中で特に留意していただきたい事項を以下のとおりまとめましたのでご確認ください。

また、後日、厚生労働省のホームページにQ&Aやリーフレットが掲載される予定ですので、併せてご確認ください。

○ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

記

○対象事業所

- ・本補助金の対象となるサービス種別は介護保険最新情報 vol. 1352（別紙1）をご参照ください。
- ・**基準月において、処遇改善加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定している事業所が対象**となります。
- ・基準月は、**原則として、令和6年12月**です。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、**令和7年1月、2月又は3月**の任意の月を対象月とすることができます。
- ・基準月において処遇改善加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、**令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象**となります。（加算Ⅴ取得中の事業所が補助金申請する場合は、令和7年4月から加算Ⅰ～Ⅳを取得するため、別途処遇改善計画書と介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要です。）
- ・**令和7年4月以降に開設する新規事業所は、本事業の対象外**となります。
- ・**計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外**となります。
- ・月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映されます。

○補助金の要件

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければなりません。

- （1）介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- （2）業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- （3）業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組

○補助対象経費

（1）職場環境改善経費

介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれます。

※次世代介護機器導入促進支援事業及びデジタル機器導入促進支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできません。

（２）人件費

介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。））の改善に充てることができます。

※補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。）を低下させてはなりません。

※あらかじめ決まった配分ルール等はなく、人件費に全額充てることも、職場環境改善の経費に全額充てることも可能です。

○その他

- ・補助金（一月当たりの介護総報酬×サービス類型別交付率）の交付は６月頃を予定しています。交付は１回限りです。
- ・職場環境改善経費への支出や人件費の改善は、実績報告書提出期限までに行っていただく必要があります。
- ・実績報告書では補助金の使途について具体的に記載していただきます。なお、対象経費以外に使用していたことが判明した場合は、返還となります。
- ・職場環境改善経費について、消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

○都道府県知事への届出

（１）補助金

各事業所の所在する都道府県に介護人材確保・職場環境改善等補助金計画書（別紙様式 2-3、2-4）を提出してください。計画書の受付開始は予算成立後の令和 7 年 3 月中旬、提出期限は令和 7 年 4 月 15 日（火曜日）を予定しています。

※補助金申請においては、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業についても申請先は東京都になります。区市町村への申請は不要です。

（２）処遇改善加算

各事業所の指定権者に処遇改善計画書（別紙様式 2-1、2-2）を提出してください。加算を新規取得する場合や区分変更する場合は、併せて介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要です。令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合の提出期限は令和 7 年 4 月 15 日（火曜日）です。

※処遇改善加算においては、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の申請先はこれまでと同様に区市町村です。

留意事項は以上となります。本補助金の詳細なご質問についてはコールセンターにお問い合わせください。

○ 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

東京都福祉局高齢者施策推進部
介護保険課介護事業者担当